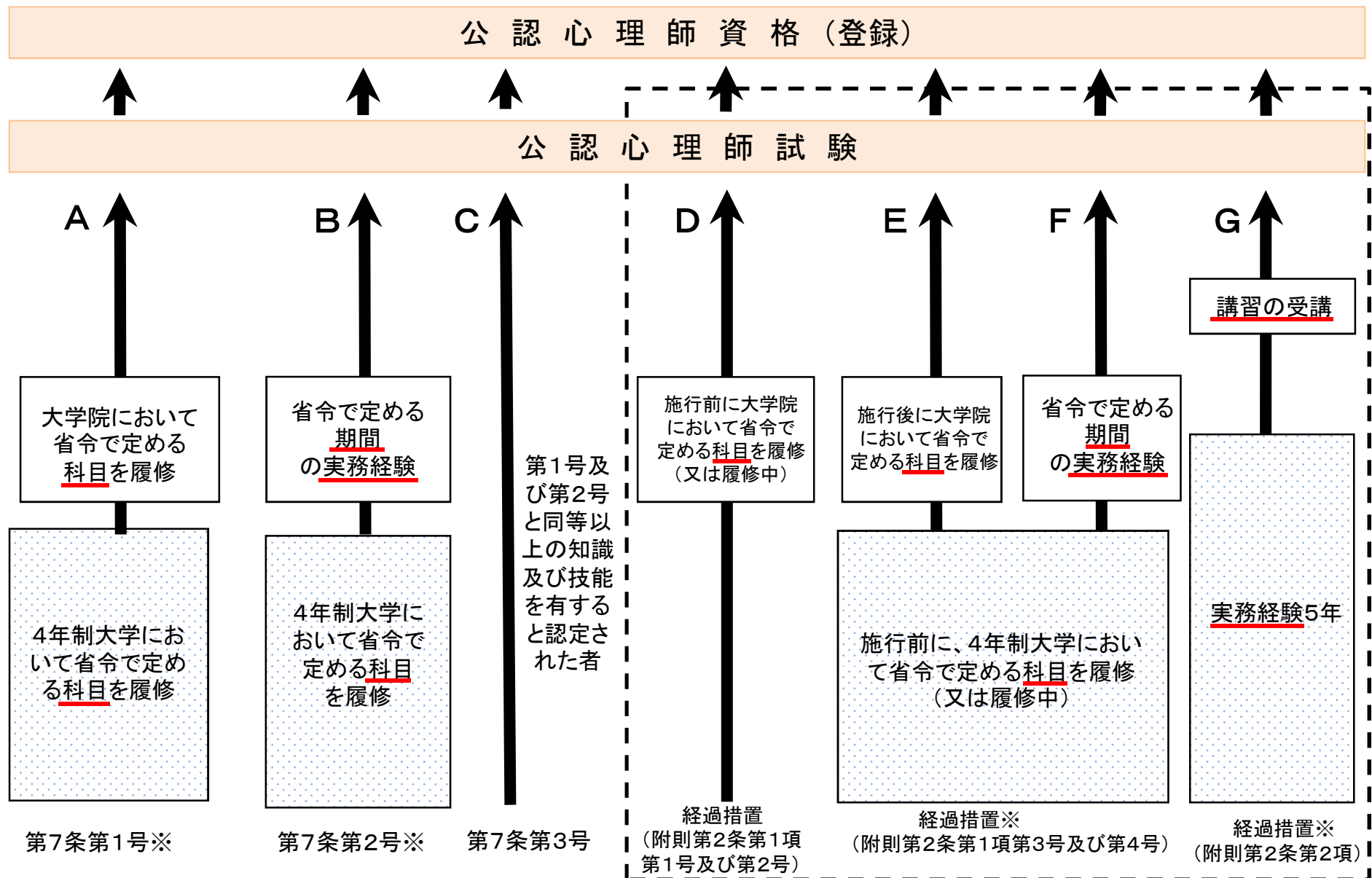


公認心理師の資格取得方法について



注) 下線部は省令委任事項。

※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

公認心理師のカリキュラム等検討会報告書の概要について

（公認心理師法は平成27年9月9日に成立、同年9月16日に公布。
本検討会は平成28年9月から開催し、平成29年5月31日に報告書を取りまとめた。）

1. 公認心理師のカリキュラムの到達目標

- 公認心理師国家試験の受験資格を得るまでに達成すべき到達目標を整理した(24項目)。
※公認心理師としての職責の自覚、問題解決能力と生涯学習 等

2. 公認心理師となるために大学等で修めるべき科目

- 大学において修める科目は25科目とする。うち、実習については、80時間以上を実施。
※実習については、保健医療、福祉、教育等の分野の施設において、見学等により実施。
- 大学院において修める科目は10科目とする。うち、実習については、450時間以上を実施
※実習については、見学だけではなくケースを担当する。医療機関(病院又は診療所)での実習は必須。

3. 大学卒業後の実務経験

- 文科大臣・厚労大臣が認めるプログラムにのっとり業務が実施されている施設において2年以上の実務経験。
※プログラムとは、公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為(要心理支援者に対する相談援助等)の業務の実施に関する計画。標準的には3年間でプログラムを終えることを想定。

4. 受験資格の特例

- 法の施行日前に、大学又は大学院に入学した者が認められる受験資格の特例については、
2. で定める科目のうち5割程度の科目を修めていること。
(いわゆる現任者について)
○法施行の際現に、5年以上(常態として週1日以上勤務している期間を通算)心理に関する支援等を業として行い、所定の講習会(30時間程度)の課程を修了した者に受験資格の特例を認める。

5. 国家試験について

- 公認心理師として具有すべき知識及び技能について出題。
マークシート方式として150～200問程度を出題。合格基準は正答率60%程度以上。

法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)について

1. 省令で定める施設について

- ・大学院における実習施設として定める施設に準ずる。(指導担当者等の要件は定めない。)
- ・実習施設に含まれない一部の施設(私設の心理相談室等)については、業として行った行為の内容や勤務の状態が客観的に分かる場合において省令で定める施設として取り扱う。

2. 期間について(5年の換算方法)

- ・原則として、雇用契約に基づく契約期間を業務に従事した期間とする。(常態として週1日以上勤務。)

3. 受験資格の特例に係る手続き等について

- ・申請の際、法第2条第1号から第3号までに定める行為を業として行っていることについて、証明権限を有する施設の代表者による証明書の提出を求める。
- ・私設の心理相談室等については、その業態等を証明する際に、例えば登記簿謄本等を提出することを求める。

4. 当該行為を業として行わなくなってから一定以上の期間が経過している者の取扱いについて

- ・「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める。(詳細は次ページ「法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について」を参照)。

5. いわゆる現任者の講習会について

- ・法律上、文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した講習会(以下「講習会」という。)の課程を修了することが要件となっている。なお、講習会の内容は必要な水準を満たすための補完的なものとする。

(講習会の内容)

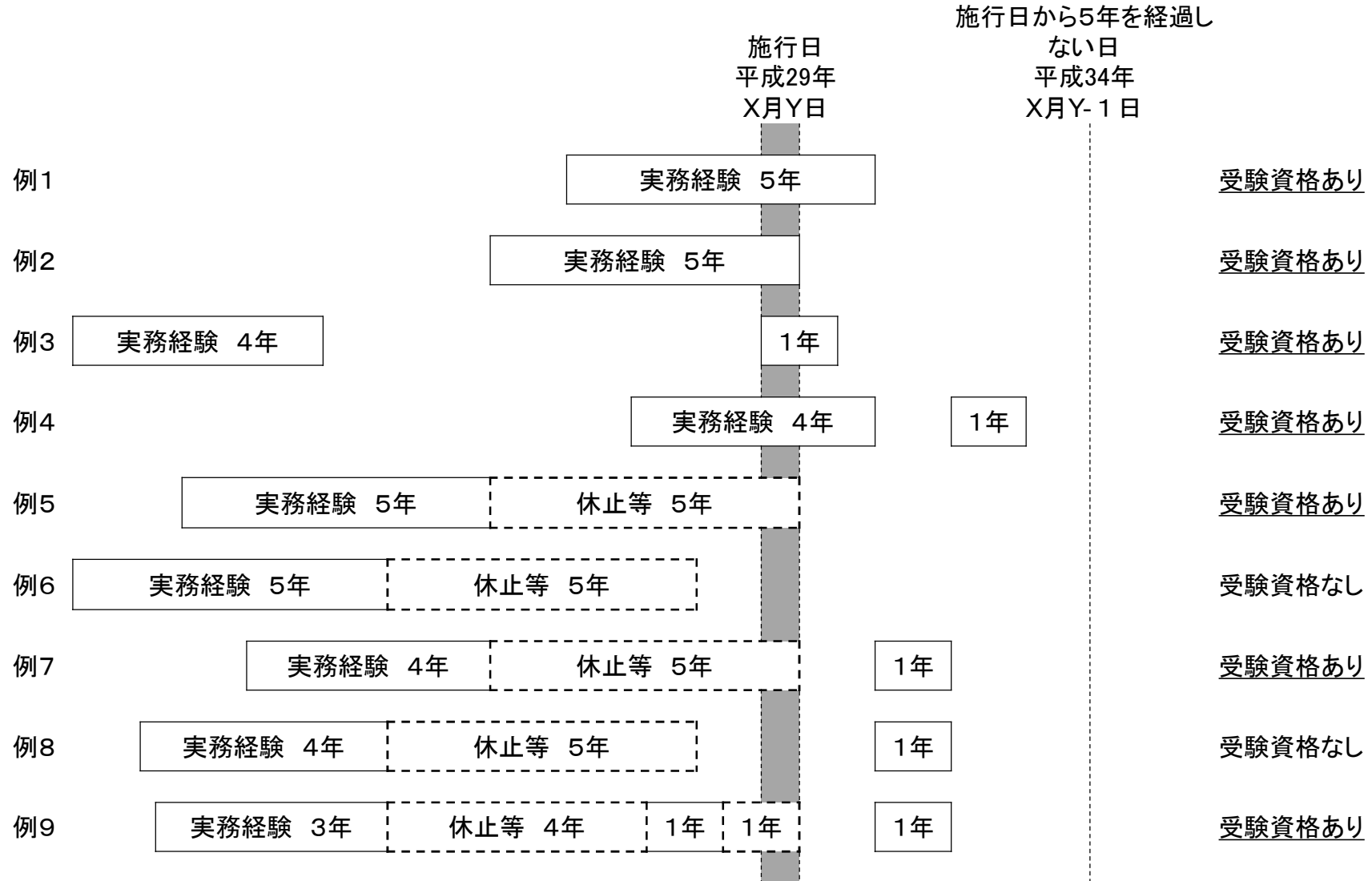
時間:30 時間程度

内容:以下の項目を含む講習とする。

- ①公認心理師の職責に関する事項
- ②公認心理師が活躍すると考えられる主な分野(保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働分野)に関する法規や制度
- ③精神医学を含む医学に関する知識

法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)の期間の考え方について

法附則第2条第2項に定める「その他その者に準ずるもの」として、施行日において当該業務を休止し、又は廃止した日から起算して5年を経過しない者にも受験資格の特例を認める場合の例である。



例1～4は法の施行の際現に業を行っている者。

例5、7及び9は、施行日において当該業務を休止等した日から起算し、5年を経過しない者として受験資格の特例を認める。

公認心理師試験について

1. 出題範囲

- 科目は定めず、「公認心理師として具有すべき知識及び技能」について出題する。
- 出題範囲として科目を定めないため、法附則第2条第2項に定める者(いわゆる現任者)に対する科目の一部免除は行わない。

2. 試験の実施方法等

- 全問マークシート方式とし、1日間で実施する。
- 150～200 問程度を出題する。実施時間としては、合計300分程度を上限とする。
- 公認心理師としての基本的姿勢を含めた基本的能力を主題とする問題と、それ以外の問題を設ける。また、ケース問題を可能な限り多く出題する。
- 障害のある受験者については、回答方法等、受験上の配慮をする。

3. 合格基準

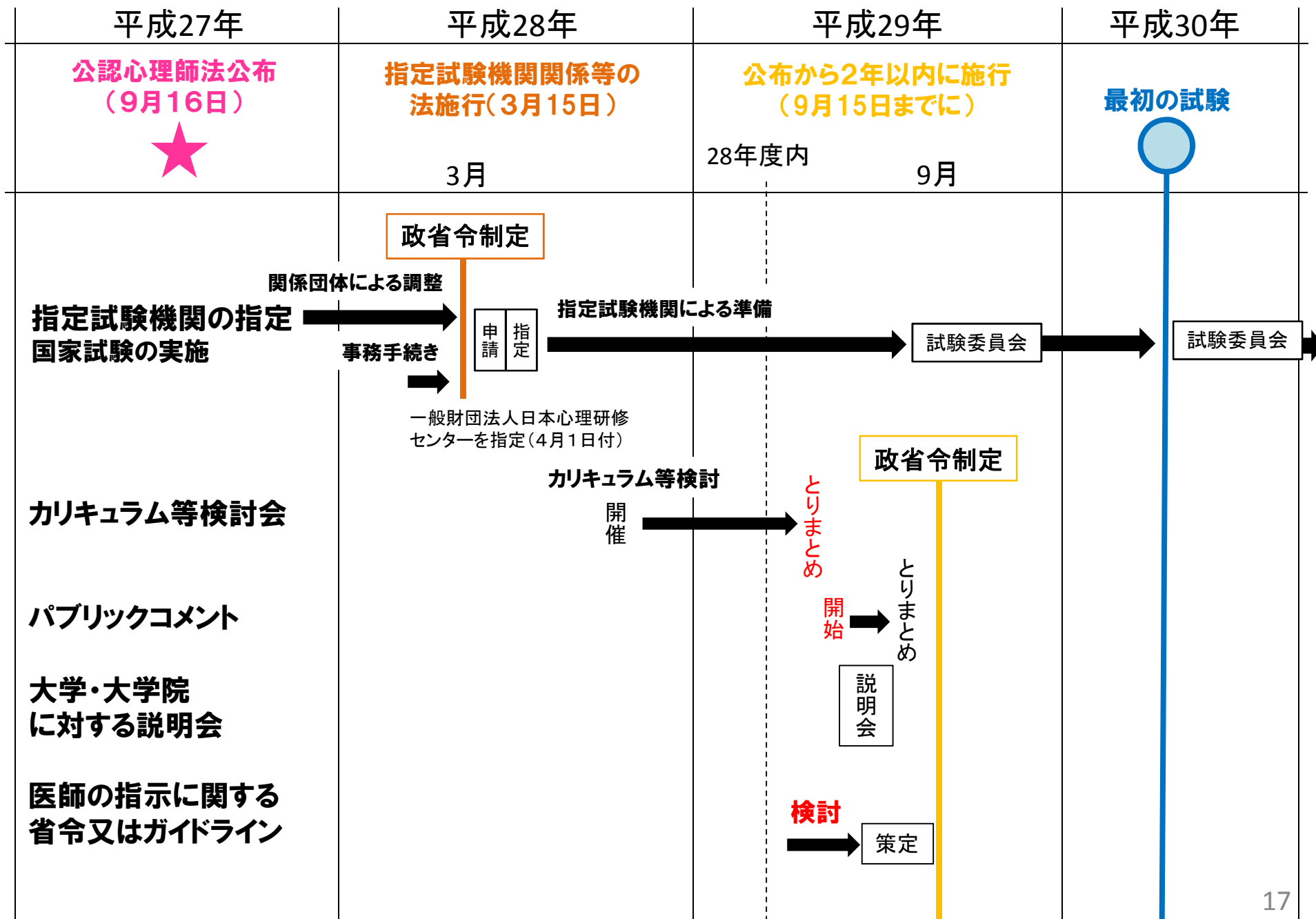
- 全体の正答率は60%程度以上を基準とする。
- 基本的能力を主題とする問題の正答率は、試験の実施状況を踏まえ、将来的に基準となる正答率を定める。

4. 試験実施時期

- 第1回は平成30年12月までに実施する。
 - 第2回以降の試験実施時期は今後検討する。(試験は年に1回の実施とする。)
- (※)いわゆる現任者の受験資格が認められるのは法の施行後5年間であることに留意する。

公認心理師法 施行スケジュール

平成29年6月15日現在



指定試験機関の概要

○名称

一般財団法人日本心理研修センター

○目的

心理支援に携わる専門職の能力を保持向上させることにより、人々の心身の健康の維持向上に寄与すること

○事業

- (1)心理支援に携わる者の研修事業
- (2)心理職に係る試験及び登録等に関する事業
- (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

○設立

平成25年4月に設立

○指定日

平成28年4月1日(公認心理師法第10条第1項の規定に基づき、指定試験機関として指定)

(平成29年3月31日現在)

役 職	氏 名	現 職 名	役 職	氏 名	現 職 名
代表理事・理事長	村 瀬 嘉代子	一般財団法人日本心理研修センター 理事長	理 事	中 嶋 義 文	一般社団法人日本総合病院精神医学会 評議員
理事・副理事長	織 田 正 美	現代QOL学会 理事長	理 事	野 島 一 彦	一般社団法人日本心理臨床学会 理事
理事・副理事長	子 安 増 生	一般社団法人日本心理学諸学会連合 理事長	理 事	林 道 彦	公益社団法人日本精神科病院協会 常務理事
理事・副理事長	鶴 光 代	臨床心理職国家資格推進連絡協議会 会長	理 事	藤 原 勝 紀	公益財団法人日本臨床心理士資格認定 協会 専務理事
理事・専務理事	奥 村 茉莉子	臨床心理職国家資格推進連絡協議会 事務局長	理 事	松 野 俊 夫	全国保健・医療・福祉心理職能協会 副会長
理 事	石 隈 利 紀	日本学校心理士会 会長	理 事	宮 脇 稔	全国保健・医療・福祉心理職能協会 会長
理 事	上 野 一 彦	一般社団法人特別支援教育士資格認定 協会 副理事長	監 事	市 川 伸 一	公益社団法人日本心理学会 代議員
理 事	大 野 博 之	公益財団法人日本臨床心理士資格認定 協会 常務理事	監 事	大 熊 保 彦	日本家族心理学会 常任理事
理 事	下 山 晴 彦	一般社団法人日本心理臨床学会 理事			